

(証券コード 9087)
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都港区新橋一丁目10番9号



代表取締役社長 大宮 司 典 夫

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、併せて、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目10番9号
当社本社会議室（8階）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第106期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第106期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件
第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第1号議案から第5号議案までの概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（56頁から63頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~  
◎ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ（アドレス <https://www.takase.co.jp>）において、掲載することによりお知らせいたします。

## 新型コロナウイルス感染防止への対応につきまして

2022年6月28日（火曜日）に当社第106期定時株主総会の開催を予定しておりますが、本株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

なお、当社での当日の対応について以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

### 1. 当社の対応

- ・会場入り口において、非接触型体温計を用いて検温を行わせていただきます。そのうえで、発熱が認められた株主様（検温で37.5度以上が測定された株主様）の入場をお断りする場合があります。
- ・会場内複数個所に、マスクおよびアルコール消毒液を設置させていただきます。株主の皆様におかれましては、マスクの着用およびアルコール消毒液の噴霧にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会運営スタッフおよび出席役員はマスクを着用させていただきます。
- ・会場内の座席は、例年よりも間隔をあけて配置させていただきます。
- ・万が一、体調が悪くなられた株主様がいらっしゃる場合を想定し、救護室をご用意いたします。
- ・株主総会の議事は、例年よりも円滑な進行となるよう検討しております。

### 2. 株主様へのお願い

- ・当日ご出席を検討されている株主の皆様におかれましては、当日までのご自身の体調に十分ご留意いただき、ご無理をなさいませんようお願いいたします。
- ・基礎疾患のある方、体調のすぐれない方、ご年配の方、妊娠されている方、小さなお子さまをお連れの方におかれましては、ご出席をお控えいただくことを強くお勧めいたします。
- ・ご来場の際は、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等にご協力いただくなど、感染予防へのご配慮をお願い申し上げます。
- ・同封の委任状用紙にて議案に対する賛否をご表示いただけますので、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

### 3. その他

- ・今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ホームページ（アドレス <https://www.takase.co.jp>）にてお知らせいたします。

(提供書面)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

#### ① 一般概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種の普及拡大による新規感染者数の減少および感染予防策を講じた上での外出規制の緩和等により、緩やかな回復傾向にありました。しかし、2022年1月には、感染力の強い変異株の流行によって、まん延防止等重点措置が再適用されるなど、一時的ではありますが、再び経済活動が制限される事態も招きました。また、2月には、ウクライナ情勢の緊迫など地政学的なリスクも顕在化し、経済の先行き不透明感はさらに増しております。

物流業界におきましては、コロナ禍において伸長した個人向け通信販売にかかる商品取扱量は依然堅調に推移し、国内貨物、国際貨物ともに取扱量は増加しました。しかしながら、コロナ禍を起因としたコンテナ不足による海上運賃の高騰および物流網の混乱は、当期においても続き、それに加えて軽油など燃料費の高止まりや最低賃金の改定による労務コストの上昇等、コスト上昇の圧力は強まる一方であり、厳しい経営環境が続きました。

そのような中、当社グループは、環境の変化へ対応すべく、個人向け通信販売関連業務への取組強化や、物流網の混乱によって困惑されるお客様へのきめ細やかなサービス提供など、積極的に業務をおこなってまいりました。また、「SDGs」をはじめとする社会要請への対応として、女性の活躍できる環境を支える「フェムテック (Femtech)」(女性 (female) とテクノロジー (technology) を掛け合わせた造語で、女性が抱える健康課題をテクノロジーで解決する商品・サービス) に注力されるお客様との取組に着手するなど新たなチャレンジを始めております。

併せて、これまで実行してまいりました各営業所における業務量に合わせた適正な人員配置計画にもとづく人員配置や、業務フローの見直し等によるコスト削減への取組には、お客様へ提供するサービスの質は落とすことなく、引続き積極的に取組んでまいります。

こうした取組みを通じて、先行き不透明な社会情勢および経済情勢にも立ち向かうことのできる企業体質を構築すべく、今後も励んでまいります。

当連結会計年度の当社グループの業績は、年間を通じて個人向け通信販売関連業務の取扱量が堅調に推移したことや、前期は映画館の一時閉鎖などにより落ち込んでいたメディア関連の業務取扱量が増加したことに加え、輸出入貨物取扱量の増加および海上運賃高騰にともなう収受料金の値上げもあり、営業収益が前年同期間と比較して15.1%増の86億54百万円となりました。

利益面につきましては、前述のとおり原価上昇の圧力は強まりましたが、各営業所において取組んできたコスト削減施策の効果が現れたことや、営業収益増加の影響が大きく、営業利益は前年同期間と比較して50.9%増の2億77百万円となり、経常利益は51.0%増の3億29百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に当社福岡営業所および遊休資産にかかる減損損失として8百万円計上したほか、固定資産除却損として10百万円を計上したものの、前年度において計上した特別損失90百万円の影響が解消されたことから、前年同期間と比較して237.8%増の2億67百万円となりました。

今後につきましては、当期において人々の行動変容によって増加した通信販売関連業務への対応に注力したように、社会および環境の変化に合わせて変化し続けるであろうお客様のニーズを捉えるとともに、社是である「ADD SYSTEM」(当社グループが物流システムの創造にたゆまぬ努力を続け、お客様に貢献すること)を念頭に、お客様のニーズに付加価値を付けて提供できるように社員一丸となって取組んでまいります。

翌期の見通しにつきましては、連結営業収益は88億円、連結営業利益は2億80百万円、連結経常利益は3億20百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2億90百万円と予想しております。

なお、当社は2022年で創立から150年および改組から100年を迎えることが出来ました。これも偏に株主の皆様のご支援の賜物であると感謝するとともに、今後とも相変わらずのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## ②報告セグメントの概況

- A. 総合物流事業におきましては、年間を通じて個人向け通信販売関連業務の取扱量が堅調に推移したこと、前期と比較してメディア関連業務の取扱量および輸出入貨物の取扱量が増加したことに加え、運賃高騰にともなう収受料金の値上げもあったことから、営業収益が前年同期間と比較して15.1%増の85億88百万円となりました。営業利益は、コストの上昇圧力はあったものの、各営業所において取組んできたコスト削減施策の効果が顕在化したことにより、前年同期間と比較して42.5%増の1億99百万円となりました。
- B. 運送事業におきましては、当事業が、総合物流事業に対する運送分野を担っております。営業収益は、業務取扱量が増加したことから、前年同期間と比較して4.5%増の3億23百万円になりました。しかしながら、営業利益は、軽油の高騰による燃料費の増加に加え、新規車両取得による減価償却費の増加などコストの上昇を補いきれず、前年同期間と比較して69.9%減の3百万円となりました。
- C. 流通加工事業におきましては、当事業が、主に、総合物流事業に対する流通加工（倉庫内オペレーション）分野を担っております。国内物流業務取扱の増加により、営業収益は前年同期間と比較して6.7%増の9億89百万円となりました。営業利益は、営業収益増加による効果は見られたものの、最低賃金の上昇などによるコスト増加の影響を受け、前年同期間と比較して40.8%減の10百万円となりました。

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達についての状況

特記事項はありません。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資総額は1億72百万円であり、その主なものは、各営業所における設備能力の維持・拡大によるものであります。

それぞれのセグメントにおける設備投資額は、次のとおりです。

| セグメントの名称 | 金額(千円)  |
|----------|---------|
| 総合物流事業   | 162,081 |
| 運送事業     | 9,664   |
| 流通加工事業   | 1,017   |
| その他の事業   | —       |
| 合計       | 172,763 |

## (3) 財産および損益の状況

| 区分                      | 第103期<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) | 第104期<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) | 第105期<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日) | 第106期<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) |
|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業収益                    | 千円<br>8,204,799                        | 千円<br>7,622,464                        | 千円<br>7,520,194                        | 千円<br>8,654,195                        |
| 経常利益                    | 千円<br>276,072                          | 千円<br>182,990                          | 千円<br>218,010                          | 千円<br>329,274                          |
| 親会社株主に<br>帰属する<br>当期純利益 | 千円<br>213,865                          | 千円<br>98,423                           | 千円<br>79,322                           | 千円<br>267,916                          |
| 1株当たり<br>当期純利益          | 円<br>215.16                            | 円<br>99.03                             | 円<br>79.82                             | 円<br>269.62                            |
| 総資産                     | 千円<br>10,590,795                       | 千円<br>10,275,663                       | 千円<br>10,141,203                       | 千円<br>10,011,712                       |
| 純資産                     | 千円<br>6,173,609                        | 千円<br>6,171,578                        | 千円<br>6,263,150                        | 千円<br>6,625,293                        |

(注) 1. 第105期は、特別損失に札幌営業所の土地にかかる減損損失46,964千円、投資有価証券評価損24,287千円等を計上しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第106期の期首から適用しており、第106期にかかる財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は次のとおりであります。

当社グループは、2020年3月期をあらたな変革へのスタート地点と位置付け、2022年3月期を最終年度とする「3カ年中期経営計画」を策定し、計画において定められた「基本戦略」および「取組むべき課題」に取組んでまいりました。

今後、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は低減することが期待されますが、地政学的リスクが顕在化するなど未だ先行きに不透明感が残ることから、新たな「中期経営計画」の策定については引き続き検討中であります。しかしながら、これまで継続してきた課題への取組については、全社を挙げてさらに注力してまいります。

当社の定める具体的な取組指針、基本戦略および取組むべき課題につきましては、下記に記載のとおりであります。

また、今後の当社グループの新たなチャレンジとして、社会からの要請も高まっている女性の社会進出をサポートすべく、既存取引のあるお客様の育児関連用品等の取扱継続や、当社が既に取得している薬機事業免許を更に活用した「フェムテック (Femtech)」への協力等を通して、新たなサービス構築に向けて積極的に取組んでまいります。

#### ■取組指針■

～ 「まごころ」の誠意を持って、不断な創意工夫を重ねることにより、  
「ADD SYSTEM」の新しい価値をお客様に提供する ～

#### 【基本戦略】

- ・社員全員が、社訓「まごころ」の誠意を持って、不断な創意工夫を重ねることにより、社是である「ADD SYSTEM」の新しい価値をお客様に提供する。
- ・顧客目線でスピード感のあるサービスを高品質で提供する。
- ・多品種商品管理の物流スペシャリストとして、市場で認知されるような高度な物流ノウハウや物流サービスを、海外を含むグループ各社で蓄積共有し、当社にしかできない高品質な物流サービスを提供する。
- ・労働集約型の産業から脱却し、デジタル化/機械化の研究導入により労働分野における社員の単純作業負担を軽減し、市場のニーズに応える創造的業務に人材を集中することで生産性を高める。

### 【取組むべき課題】

1. 品質向上/営業強化
  - ・ 将来を見据えた、より社会貢献度の高い商品分野へ新しい物流サービスの提供
  - ・ 外部に向けての情報発信強化
  - ・ 顧客が満足する物流現場の品質維持向上
2. 物流技術/情報システム強化
  - ・ 物流機器導入による業務効率化および自動化への具体的な取組み
  - ・ 物流技術の革新による物流業界環境、物流サービスの変化に対する研究の継続
  - ・ 省力化を実現する既存情報システムの改善、新規情報システムの構築
3. 海外事業強化
  - ・ 日本を含めた各海外拠点間での営業連携促進
  - ・ 商圏拡大に向けたサービスメニューの拡大
  - ・ 海外拠点運営能力を有する人材の育成
4. 人材育成/財務強化
  - ・ 人材の育成と優秀な人材確保
  - ・ 物流業界を取り巻く人手不足等、諸問題への対応と法に則した社内ルールの整備
  - ・ 今後の成長戦略投資を支える、自社資金活用、資金調達の強化



## (5) 主要な事業内容

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社および子会社11社により構成されており、「運送(運送事業)」、「保管(倉庫事業)」、「作業（流通加工等）」といった物流サービスを組み合わせて提供するほか、国内のみならず海外にまで及んだ事業活動を展開しております。

具体的には、倉庫設備の賃貸を含めた倉庫事業のほかに、貨物運送の取次をおこなう利用運送事業ならびに流通加工事業等の倉庫内オペレーション業務に関して、顧客の多岐に亘るニーズに応じて業務運営する体制を整えた総合物流事業を営んでおります。

また、当社子会社の株式会社タカセ運輸集配システムは、貨物自動車による実運送事業を主な事業活動としているほか、タカセ物流株式会社は、人材派遣および物流業務受託による流通加工事業等の倉庫内オペレーション業務を主な事業活動としております。

当社グループが営んでいる主な事業の内容は次のとおりであります。

- [総合物流事業] —— 顧客からの物流業務受注にあたって、国内、海外を問わず、倉庫設備の賃貸を含む保管管理・流通加工・顧客への配送といったそれぞれの物流サービスの組み合わせによりおこなう事業活動で、この「運送(運送事業)」「保管(倉庫事業)」「作業（流通加工等）」といった物流サービスを顧客のニーズに合わせて受注する物流事業形態
- [運送事業] —— 貨物自動車による実運送事業のみを主な事業活動とする物流事業形態
- [流通加工事業] —— 人材派遣および物流業務受託による流通加工事業等の倉庫内オペレーション業務のみを主な事業活動とする物流事業形態
- [その他の事業] —— 倉庫・事務所等の警備保障事業や物流システムの設計開発ならびに運用保守を主な事業活動とする事業形態

## (6) 主要な営業所

### ① 当社

| 名 称             | 所 在 地       | 名 称         | 所 在 地       |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| 本 社             | 東 京 都 港 区   | 札 幌 営 業 所   | 北 海 道 石 狩 市 |
| 大 井 平 和 島 事 業 所 | 東 京 都 大 田 区 | 東 京 港 営 業 所 | 東 京 都 大 田 区 |
| 川 崎 営 業 所       | 川 崎 市 川 崎 区 | 川 崎 港 営 業 所 | 川 崎 市 川 崎 区 |
| 大 阪 営 業 所       | 大 阪 府 茨 木 市 | 福 岡 営 業 所   | 福 岡 県 福 岡 市 |
| 平 和 島 倉 庫       | 東 京 都 大 田 区 | 東 名 川 崎 倉 庫 | 川 崎 市 宮 前 区 |

### ② 子会社（本社）

| 名 称                         | 所 在 地       |
|-----------------------------|-------------|
| 株式会社タカセ運輸集配システム             | 東 京 都 港 区   |
| タカセ物流株式会社                   | 東 京 都 港 区   |
| 萬警備保障株式会社                   | 東 京 都 港 区   |
| TAKASE ADD SYSTEM, INC.     | 米 国         |
| ADD SYSTEM COMPANY LIMITED. | 中 国 （ 香 港 ） |
| 高瀬国際貨運代理（上海）有限公司            | 中 国 （ 上 海 ） |
| 高瀬物流（上海）有限公司                | 中 国 （ 上 海 ） |

## (7) 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称 | 使用人数   | 前連結会計年度末比増減（△は減） |
|----------|--------|------------------|
| 総合物流事業   | 1 2 5名 | 3名               |
| 運送事業     | 2 7名   | △ 2名             |
| 流通加工事業   | 7 3名   | △ 3名             |
| その他の事業   | 5名     | 一名               |
| 合計       | 2 3 0名 | △ 2名             |

(注) 上記には臨時従業員124名（期中平均）を含んでおりません。

## (8) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                         | 議決権比率  | 主要な事業内容         |
|-----------------------------|--------|-----------------|
| 株式会社タカセ運輸集配システム             | 100.0% | 貨物自動車運送事業       |
| タカセ物流株式会社                   | 100.0% | 国内物流事業および労働者派遣業 |
| 萬警備保障株式会社                   | —      | 警備保障事業          |
| TAKASE ADD SYSTEM, INC.     | 100.0% | 国際物流事業          |
| ADD SYSTEM COMPANY LIMITED. | 100.0% | 国際物流事業          |
| 高瀬国際貨運代理(上海)有限公司            | 100.0% | 国際物流事業          |
| 高瀬物流(上海)有限公司                | 100.0% | 国際物流事業          |

(注) 1. 萬警備保障株式会社は、タカセ物流株式会社から100%出資を受けております。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### ③ その他

該当事項はありません。

## (9) 主要な借入先および借入額 (上位5社)

| 借入先          | 借入残高(千円)  |
|--------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 1,009,000 |
| 日本生命保険相互会社   | 450,000   |
| 株式会社三井住友銀行   | 250,000   |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 200,000   |
| 株式会社りそな銀行    | 100,000   |

## 2. 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 2,700,000株  
(2) 発行済株式の総数 普通株式 1,054,513株  
(うち自己株式数 60,872株)  
(3) 株主数 557名 (対前期末比 20名減)  
(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                         | 持株数 | 持株比率 |
|-------------------------------|-----|------|
|                               | 千株  | %    |
| 大 東 港 運 株 式 会 社               | 80  | 8.06 |
| 公 益 財 団 法 人 タ カ セ 国 際 奨 学 財 団 | 69  | 6.96 |
| 東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社   | 65  | 6.57 |
| 株 式 会 社 三 協                   | 58  | 5.92 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行             | 47  | 4.75 |
| 城 南 信 用 金 庫                   | 42  | 4.26 |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社           | 41  | 4.14 |
| 株 式 会 社 商 船 三 井               | 40  | 4.04 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社           | 32  | 3.29 |
| 高 瀬 正 人                       | 32  | 3.23 |

(注) 持株比率は、自己株式 (60,872株) を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 当社の会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役（2022年3月31日現在）

| 氏名     | 地位および担当            | 重要な兼職の状況                               |
|--------|--------------------|----------------------------------------|
| 大宮司 典夫 | 代表取締役社長            |                                        |
| 笹岡 幹男  | 専務取締役<br>管理本部長     |                                        |
| 赤澤 紀之  | 常務取締役<br>常務本部長     | 株式会社タカセ運輸集配システム 代表取締役社長                |
| 今井 康晴  | 取締役執行役員<br>物流事業本部長 | タカセ物流株式会社 代表取締役社長<br>萬警備保障株式会社 代表取締役社長 |
| 高田 忠美  | 取締役                |                                        |
| 井上 恭延  | 監査役（常勤）            |                                        |
| 今泉 達也  | 監査役                | 一般財団法人大蔵財務協会 常務理事                      |
| 宮崎 泰史  | 監査役                |                                        |

- (注) 1. 取締役高田忠美氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役今泉達也および宮崎泰史の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役高田忠美および監査役宮崎泰史の両氏を株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。  
 4. 監査役宮崎泰史氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 2021年6月29日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって、中村慈美氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款の規定にもとづき、当社は社外取締役の高田忠美、社外監査役の今泉達也および宮崎泰史の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役

員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づきおこなった行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る訴訟費用および損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながらおこなった行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

#### **(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等**

##### **① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項**

当社は、以下の方針を取締役会において決議しております。

##### **1. 基本方針**

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値および株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すにふさわしいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役（常勤取締役）の報酬は、基本報酬、役員退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

常勤取締役の報酬については、取締役報酬規程、役員退職慰労金規程に基づき、報酬の内容および決定手続きの両面において、合理性、客観性および透明性を備えるものとし、社外取締役の報酬については、他社水準、社会情勢等を勘案するものとする。

##### **2. 基本報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針**

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、決定するものとする。役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程にもとづき、役員退任時に支給するものとする。

社外取締役の報酬については、他社水準、社会情勢等を勘案し、当社の社会的地位に相応した水準とすることを原則とし、代表取締役社長が決定するものとする。

##### **3. 基本報酬の額、および役員退職慰労金の額の取締役の個人別報酬の額に対する割合の決定に関する方針**

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を90%、役員退職慰労金を10%とする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第90期定時株主総会において、取締役年間報酬総額の上限を192,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。）、監査役年間報酬総額の上限を30,000千円以内と決議をされております。当決議時点の取締役の員数は取締役11名、監査役4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任にもとづいて、代表取締役社長が決定いたします。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、取締役会で定めた報酬決定方針や取締役報酬規程および役員退職慰労金規程に従って決定いたします。一任の範囲については、基本報酬および役員退職慰労金の額に限定されるものであります。

当事業年度にかかる取締役の個人別報酬の決定につきましては、上記決定方針の方針に従い、取締役会より一任を受けた代表取締役社長大宮司典夫により、決定されたものであることから、取締役会は当事業年度にかかる個人別報酬の決定は妥当であると判断しております。なお、権限を代表取締役社長に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、適切な判断が可能であると考えているためであります。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |                | 対象となる役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|----------------|------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 退職慰労金          |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 78,240千円<br>(3,000) | 70,740千円<br>(3,000) | 7,500千円<br>(—) | 6人<br>(2)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 13,820<br>(4,800)   | 12,720<br>(4,800)   | 1,100<br>(—)   | 3<br>(2)   |

- (注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。  
 2. 総会決議（2006年6月29日開催の第90期定時株主総会決議）による報酬限度額は、取締役分年額192,000千円以内、監査役分年額30,000千円以内であります。  
 3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与は9,000千円であります。  
 4. 上記のほか、2022年6月28日開催予定の第106期定時株主総会に提出予定の議案である「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」が承認可決されることを条件として、退職慰労金を各常勤取締役および各常勤監査役の退任時に支払う予定であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### 社外役員の重要な兼職の状況等

| 区 分   | 氏 名  | 兼職先会社名       | 兼職の内容 | 関 係                |
|-------|------|--------------|-------|--------------------|
| 社外取締役 | 高田忠美 | ——           | ——    | ——                 |
| 社外監査役 | 今泉達也 | 一般財団法人大蔵財務協会 | 常務理事  | 重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社外監査役 | 宮崎泰史 | ——           | ——    | ——                 |

## (6) 各社外役員の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名  | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                      |
|-------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 高田忠美 | 社外取締役就任後、当事業年度開催の取締役会に14回全てに出席し、必要な助言および適切な意見の表明を適宜おこないました。また、当社が社外取締役として期待する役割である、他の事業会社において取締役等を務められた豊富な経験を活かした助言を、取締役会および代表取締役との意見交換の場において、独立した立場からおこなっております。 |
| 社外監査役 | 今泉達也 | 当事業年度開催の取締役会に19回、監査役会には14回全てに出席し、必要な助言および適切な意見の表明をおこないました。また、適宜、代表取締役社長との意見交換を実施しております。                                                                          |
|       | 宮崎泰史 | 当事業年度開催の取締役会には19回、監査役会には14回全てに出席し、必要な助言および適切な意見の表明をおこないました。また、適宜、代表取締役社長との意見交換を実施しております。                                                                         |



〈ご参考〉当社取締役のスキル・マトリックス

| 氏名     | 独立<br>役員 | 現在の地位<br>および担当     | 専門性      |          |          |           |    |          |                |
|--------|----------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|----|----------|----------------|
|        |          |                    | 企業<br>経営 | 財務<br>会計 | 人事<br>労務 | グロー<br>バル | 営業 | 業界<br>経験 | IT<br>デジ<br>タル |
| 大宮司 典夫 |          | 代表取締役<br>社長        | ○        |          |          | ○         | ○  | ○        |                |
| 笹岡 幹男  |          | 専務取締役<br>管理本部長     | ○        | ○        | ○        |           |    |          |                |
| 赤澤 紀之  |          | 常務取締役<br>営業本部長     |          |          |          |           | ○  | ○        | ○              |
| 今井 康晴  |          | 取締役執行役員<br>物流事業本部長 |          |          | ○        |           |    | ○        | ○              |
| 高田 忠美  | ○        | 社外取締役              | ○        |          | ○        |           | ○  |          |                |

※上記一覧表は、各氏の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 みおぎ監査法人

### (2) 各会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                | 支 払 額    |
|------------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬             | 23,000千円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額     | －千円      |
| ③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,000千円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をおこなっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(2)の金額には金融商品取引法にもとづく監査報酬等の額を含めております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任または不信任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意にもとづき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

I. 当社は、2006年5月開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備について、次のとおり決議しております。

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
「タカセグループ企業行動指針」および「コンプライアンス・マニュアル」にもとづき、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」・「文書規程」・「契約管理規程」・「経理規程」にもとづきその保存媒体に応じて適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下8項目のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとする。
    - ・ 価格面等の競争の激化にともなうリスク
    - ・ 主要取引先との契約が解除されるリスク
    - ・ 公的規制によるリスク
    - ・ コンプライアンスに関するリスク
    - ・ 海外進出に潜在するリスク
    - ・ 災害等による影響
    - ・ 取引先の信用リスク
    - ・ 有能な人材の確保や育成にともなうリスク
  - ② 「営業管理規程」・「事故処理規程」を始めリスク管理に関する諸規程を基礎として、リスク管理をおこない、必要に応じ改定・整備をおこなうことによりリスク管理をおこなう。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザー・チームを組織し迅速な対応をおこない、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
  - ① 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に係わる重要事項については、事前に常任役員会において議論をおこない、その審議を経て執行決定をおこなうものとする。
  - ② 取締役会の決定にもとづく業務執行については、「タカセグループ企業行動指針」を基礎として、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定める「組織規程」、「職務権限規程」に従い執行することとする。

- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 「タカセグループ企業行動指針」および「コンプライアンス・マニュアル」を当社のコンプライアンス体制の基礎とする。  
これにもとづいてタカセ株式会社総務人事担当役員をタカセグループのコンプライアンス主管者とし、コンプライアンス体制の整備および維持を図ることとする。必要に応じて各担当部署・関係会社において、規則、ガイドラインの策定、研修の実施をおこなうものとする。
  - ② 内部監査室を当社の内部監査部門として執行部門から独立した組織にし、内部監査を実施させる。
  - ③ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞無く常任役員会において報告するものとする。
  - ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「コンプライアンス直接報告制度」にもとづきその運用をおこなうこととする。場合により、社外の弁護士等を直接の情報受領者とすることができるよう社内通報システムを整備する。
  - ⑤ 監査役は当社の法令遵守体制および「コンプライアンス直接報告制度」の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。
- (6) 株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、「タカセグループ企業行動指針」を基礎として、関係会社各社で諸規程を定めるものとする。  
経営管理については、「関係会社管理規程」を基礎として、「国内関係会社運営規程」および「海外関係会社運営規程」に従い、当社への決裁・報告制度による関係会社経営の管理をおこなうものとし、必要に応じてモニタリングをおこなうものとする。  
取締役は、関係会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
  - ② 関係会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められた場合には、内部監査室に報告するものとする。内部監査室は直ちに監査役に報告をおこなうとともに意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役から求めがある場合は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から臨時にまた恒常的に監査役補助者を任命することとする。恒常的に補助者を任命する場合は、監査役補助者の評価は監査役がおこない、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役会からの独立性を確保するものとする。

② 恒常的監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

① 「稟議規程」にもとづいて監査役に供覧すべき文書のほか、監査役はすべての事項について文書の閲覧および取締役および使用人に対して報告を求めることができるとともに、すべての社内の会議に出席できることとする。また取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について常任役員会等において必要の都度監査役に報告するものとする。

② 取締役は法令違反その他のコンプライアンス上の問題について取締役および使用人による監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

II. 当社は、2008年6月開催の取締役会において、「反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方、及び体制整備」について、次の趣旨の決議をしております。

(1) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、企業活動の基本指針として定めた「コンプライアンス・マニュアル」に「反社会的勢力との絶縁」をうたい、「反社会的勢力には屈せず、断固として対決する姿勢をもつこと」を掲げており、このような基本的な考え方をもって反社会的勢力の排除に取り組む。

(2) 反社会的勢力の排除に向けた体制整備

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、組織全体で対応することを目的として倫理規定、行動規範、社内規則などを整備し、また対応統括部署を定めるほか、外部専門機関等と連携し折にふれ指導を受けるとともに情報の共有化を図ることとする。

Ⅲ. 当社は、2009年4月に「内部統制報告制度に関する方針及び運営」について、以下の趣旨を定めております。

(1) 適正な財務報告を実現するために構築すべき内部統制の方針・原則、範囲および水準

① 方針・原則

経営者は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制のシステムを整備・運用する。

当該システムの整備・運用に当たっては、内部統制の基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ITへの対応）が組み込まれたプロセスを構築し、それを適切に機能させる。また、財務報告に係る内部統制の整備・状況の把握の過程で把握された不備および運用評価の過程で発見された不備については、適時に認識し、適切に対応・是正し、当社の財務報告に係る内部統制が有効なものとなるよう改善する。

② 範囲および水準

連結財務諸表を構成する全ての会社は、適正な財務報告を実現するための内部統制を構築する。連結財務諸表を構成する全ての会社は、内部統制のシステムの構築により、連結財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る情報の信頼性を確保する。

(2) 内部統制の構築に当たる経営者以下の責任者および全社的な管理体制

(3) 内部統制の構築に必要な手順および日程

(4) 内部統制の構築に係る個々の手続きに関与する人員およびその編成ならびに事前の教育・訓練の方法等

Ⅳ. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

① 取締役会を毎月一回開催し、社外監査役も出席する中、法令または定款に定められた事項および経営上の重要案件を審議、決定するとともに、取締役の業務執行の適法性確保や効率性向上の施策を適切に報告、検討しました。

② 監査役会を毎月一回開催し、適切に協議をおこなったほか、監査役は監査役会の監査の方針や職務の分担に従い、毎月一回開催される常任役員会、子会社取締役会、四半期毎に開催される四半期業績評価会議等の重要な会議に出席し情報収集をおこないました。また、会計監査人との四半期レビュー報告、内部監査室の内部監査に陪席し、適宜の情報交換をおこない、監査役の実効性確保に努めました。

③ 当社は、「タカセグループ企業行動指針」、「営業管理規程」、「事故処理規程」にもとづき、リスク分析や評価をおこなっております。グループ会社につきましては、当社の「関係会社管理規程」にもとづき経営管理をおこない、問題の未然防止に努めております。

- ④ コンプライアンスや業務の効率化を推進するため、文書やメールを活用し周知・啓蒙を図っております。また通信教育、社外セミナーへの参加を推奨しました。
- ⑤ 当社は、当社およびグループ会社における問題の未然防止と早期発見を図るため、コンプライアンス直接報告制度を設けており、また部署ごとの内部監査の実施時に内部監査室が、若干名を対象としたヒアリングを実施することで、適切な措置の実行に備えました。

#### V. 財務報告の適正性を確保するための体制整備

激変する外部環境の変化にともない、制度会計も同様な状況となっております。

このような変化に的確に対応するため、2010年4月より公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

#### VI. 独立役員の確保状況

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、経営の監督・監視を強化し、透明性を確保する観点から、2021年6月以降、当社の一般株主と利益相反が生じることはない独立役員を2名確保いたしております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な収益を確保できる経営基盤の強化を進めて自己資本利益率（ROE）4%以上の達成に努め、株主に対して可能な限りの利益還元をおこなってまいります。

当社は、中間配当制度を設けておりますが、諸般の事情を勘案し、期末配当のみの年1回の剰余金の配当をおこなうことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記の配当方針にもとづいた普通配当50円と、当社が創業150周年を迎えたことから記念配当として20円を加え、1株あたり70円（普通配当50円、創業150周年記念配当20円）の期末配当を実施することを予定しております。

内部留保資金につきましては、財務的安定性に留意しながら、事業展開に必要な投資に積極的に充当してまいります。

---

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   | <b>10,011,712</b> | <b>(負債の部)</b>  | <b>3,386,418</b>  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,309,447</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>1,617,341</b>  |
| 現金及び預金          | 2,026,323         | 営業未払金          | 385,404           |
| 売掛金及び契約資産       | 987,963           | 短期借入金          | 620,000           |
| 原材料及び貯蔵品        | 10,078            | 1年内返済予定の長期借入金  | 288,000           |
| 前払費用            | 64,310            | 未払費用           | 92,322            |
| その他             | 221,916           | 未払法人税等         | 61,587            |
| 貸倒引当金           | △1,144            | 賞与引当金          | 54,415            |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,702,264</b>  | その他            | 115,610           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,188,474</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>1,769,077</b>  |
| 建物及び構築物         | 2,627,028         | 長期借入金          | 1,171,000         |
| 機械装置及び運搬具       | 87,636            | 役員退職慰労引当金      | 63,600            |
| 土地              | 2,335,562         | 退職給付に係る負債      | 380,107           |
| 建設仮勘定           | 57,214            | その他            | 154,369           |
| その他             | 81,032            | <b>(純資産の部)</b> | <b>6,625,293</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>526,299</b>    | <b>株主資本</b>    | <b>6,357,963</b>  |
| 借地権             | 458,486           | 資本金            | 2,133,280         |
| その他             | 67,812            | 資本剰余金          | 2,170,568         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>987,490</b>    | 利益剰余金          | 2,214,564         |
| 投資有価証券          | 569,170           | 自己株式           | △160,450          |
| 繰延税金資産          | 24,793            | その他の包括利益累計額    | 267,330           |
| その他             | 401,439           | その他有価証券評価差額金   | 170,931           |
| 貸倒引当金           | △7,912            | 為替換算調整勘定       | 96,398            |
| <b>資産合計</b>     | <b>10,011,712</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>10,011,712</b> |



# 連結損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位 千円)

| 科 目                    | 金 額    | 金 額              |
|------------------------|--------|------------------|
| 営業収益                   |        | 8,654,195        |
| 営業原価                   |        | 7,483,635        |
| <b>営業総利益</b>           |        | <b>1,170,559</b> |
| 販売費及び一般管理費             |        | 893,275          |
| <b>営業外収益</b>           |        | <b>277,283</b>   |
| 受取利息                   | 580    |                  |
| 受取配当金                  | 10,265 |                  |
| 受取賃貸料                  | 23,838 |                  |
| 業務受託手数料                | 8,826  |                  |
| 助成金収入                  | 35,497 |                  |
| 為替差益                   | 2,528  |                  |
| その他                    | 10,709 | 92,247           |
| 営業外費用                  |        |                  |
| 支払利息                   | 30,071 |                  |
| 保険解約                   | 6,991  |                  |
| その他                    | 3,192  | 40,256           |
| <b>経常利益</b>            |        | <b>329,274</b>   |
| 特別利益                   |        |                  |
| 固定資産売却益                | 2,024  |                  |
| 投資有価証券売却益              | 256    | 2,280            |
| 特別損失                   |        |                  |
| 減損損失                   | 8,769  |                  |
| 固定資産除売却損失              | 10,521 | 19,290           |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |        | <b>312,264</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税           |        | 68,026           |
| 法人税等調整額                |        | △23,678          |
| <b>当期純利益</b>           |        | <b>267,916</b>   |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |        | <b>267,916</b>   |

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位 千円)

|                                | 株 主 資 本   |           |           |          |           |
|--------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                                | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |
| 2021年4月1日 残高                   | 2,133,280 | 2,170,568 | 1,996,022 | △160,293 | 6,139,578 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額           |           |           | 310       |          | 310       |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高          | 2,133,280 | 2,170,568 | 1,996,333 | △160,293 | 6,139,889 |
| 当連結会計年度中の変動額                   |           |           |           |          |           |
| 剰余金の配当                         |           |           | △49,685   |          | △49,685   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益            |           |           | 267,916   |          | 267,916   |
| 自己株式の取得                        |           |           |           | △156     | △156      |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |          |           |
| 当連結会計年度中の変動額合計                 |           |           | 218,230   | △156     | 218,074   |
| 2022年3月31日 残高                  | 2,133,280 | 2,170,568 | 2,214,564 | △160,450 | 6,357,963 |

|                                | その他の包括利益累計額      |          |                   | 純資産合計     |
|--------------------------------|------------------|----------|-------------------|-----------|
|                                | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |
| 2021年4月1日 残高                   | 96,251           | 27,319   | 123,571           | 6,263,150 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額           |                  |          |                   | 310       |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高          | 96,251           | 27,319   | 123,571           | 6,236,461 |
| 当連結会計年度中の変動額                   |                  |          |                   |           |
| 剰余金の配当                         |                  |          |                   | △49,685   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益            |                  |          |                   | 267,916   |
| 自己株式の取得                        |                  |          |                   | △156      |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度中の変動額(純額) | 74,680           | 69,078   | 143,758           | 143,758   |
| 当連結会計年度中の変動額合計                 | 74,680           | 69,078   | 143,758           | 361,832   |
| 2022年3月31日 残高                  | 170,931          | 96,398   | 267,330           | 6,625,293 |

## 連結注記表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 7社
- ・主要な連結子会社の名称 (株)タカセ運輸集配システム  
タカセ物流(株)  
萬警備保障(株)  
TAKASE ADD SYSTEM,INC.  
ADD SYSTEM COMPANY LIMITED.  
高瀬国際貨運代理(上海)有限公司  
高瀬物流(上海)有限公司

#### ② 主要な非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称 エーディーディー・エクスプレス(株)  
(株)システム創研  
雅達貨運(中山)有限公司  
(有)アイティーワーク

#### ・連結の範囲から除いた理由

上記4社は、総資産、営業収益、当期純損益および利益剰余金(持分に見合う額)等のいずれにおいても、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていませんので連結の範囲から除外しております。

なお、エーディーディー・エクスプレス(株)は2022年3月31日をもって事業活動を休止しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

上記非連結子会社4社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないので持分法を適用していません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKASE ADD SYSTEM,INC.、ADD SYSTEM COMPANY LIMITED.、高瀬国際貨運代理（上海）有限公司および高瀬物流（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準および評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価引下げの方法）によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、ならびに東京港営業所の建物、構築物、機械及び装置については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。

### ③ 引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額基準にもとづき計上しております。

#### ハ. 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規にもとづく期末要支給額を計上しております。

### ④ 収益および費用の計上基準

原則として運送収入、保管収入、作業収入ともに、顧客との契約等にもとづき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転するまでを当社グループの履行義務と認識しており、その履行義務が完了した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

輸出入にかかる業務につきましては、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引について、履行義務の充足にかかる進捗度に応じて収益を認識することとしております。

### ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### イ. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しております。当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### ロ. ヘッジ会計の方法

##### ア. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

##### イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ヘッジ対象 … 借入金の利息

##### ロ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっております。

##### ハ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しておりません。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

#### 「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、これまで輸出入にかかる物流業務においては、作業完了日を基準とした一時点で移転されるサービスとして収益を認識しておりましたが、輸出入にかかる一連の物流サービス（入在庫業務、貨物保管業務、通関業務、梱包業務、配送業務）はそれぞれ別個の履行義務であり、一定の期間にわたり移転されるサービスであると認識し、別個の履行義務のうち当連結会計年度内に完了したサービスについては、当連結会計年度の収益として認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業収益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ466千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は310千円増加しております。

収益認識基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた、「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

#### 「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

#### 4. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「保険解約返戻金」(当連結会計年度1,306千円)、「補助金収入」(当連結会計年度1,901千円)ならびに「営業外費用」の「支払補償費」(当連結会計年度1,956千円)は、金額が僅少となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「保険解約損」(前連結会計年度935千円)は、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

#### 5. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 当連結会計年度に計上した繰延税金資産額 | 24,793 |
| 当連結会計年度に計上した繰延税金負債額 | 30,766 |
| 繰延税金負債と相殺した繰延税金資産額  | 67,415 |

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の合理的な事業計画にもとづいて課税所得を見積り、将来減算一時差異について回収可能性を慎重に検討し、繰延税金資産を計上しております。

外部環境等の変化により事業計画の前提に用いた条件や仮定に変更が生じ、見積課税所得が減少する場合には、繰延税金資産が減少し税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損処理)

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|        |           |
|--------|-----------|
| 減損損失   | 8,769     |
| 有形固定資産 | 5,188,474 |
| 無形固定資産 | 526,299   |

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、各事業部署を基準として資産のグルーピングをおこなっております。固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。割引前将来キャッシュ・フローについては、現在の使用状況や合理的な使用計画を考慮した事業計画に基づいて算定しておりますが、外部環境等の変化により事業計画の前提に用いた条件や仮定に変更が生じた場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

(追加情報)

翌連結会計年度以降においては、新型コロナウイルス感染症の完全な収束は見通せないものの、ワクチン接種等の感染拡大防止策および感染予防策を講じた上での行動規制の緩和等がさらに進み、経済活動は引続き回復基調が見られるものと考えております。

当社グループにおきましては、主要顧客から得られた収益予測のヒアリング結果に、上記の前提および今後の市場動向分析を加え、慎重に事業計画を見積っております。

## 6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,454,522千円

(2) 担保資産

長期借入金821,000千円および1年内返済予定の長期借入金188,000千円の担保として財団抵当に供しているものは、次のとおりであります。

① 建物 1,132,180千円

② 土地 1,008,920千円

## 7. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

特別損失に以下のように減損損失を計上しております。

| 資産グループ | 種類             | 減損損失 (千円) |
|--------|----------------|-----------|
| 福岡営業所  | 工具器具及び備品・電話加入権 | 1,639     |
| 遊休資産   | 電話加入権          | 7,130     |
| 合 計    |                | 8,769     |



## 8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首<br>株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数<br>(株) | 当連結会計年度末<br>株式数<br>(株) |
|-------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 普通株式  | 1,054,513               | －                       | －                       | 1,054,513              |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首<br>株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数<br>(株) | 当連結会計年度末<br>株式数<br>(株) |
|-------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 普通株式  | 60,796                  | 76                      | －                       | 60,872                 |

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 2021年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 49,685         | 50.00            | 2021年3月31日 | 2021年6月30日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月28日開催予定の第106期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| イ. 期末配当金の総額 | 69,554千円                 |
| ロ. 配当の原資    | 利益剰余金                    |
| ハ. 1株当たり配当額 | 70.0円                    |
|             | (内訳 普通配当50.0円 記念配当20.0円) |
| ニ. 基準日      | 2022年3月31日               |
| ホ. 効力発生日    | 2022年6月29日               |

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引を利用する場合の目的は、後述するリスクを回避するためのものであり、投機目的での取引はおこなわない方針であります。

#### ② 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。また、海外での事業をおこなうにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、ほぼ同額の外貨建て営業債務が生じている状況にあります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払日であります。なお、一部の外貨建て営業債務は、為替の変動リスクにさらされておりますが、ほぼ同額の外貨建て営業債権が生じている状況にあります。

借入金は、主に設備投資にかかる資金調達を目的としたものであり、約定返済日は、最長で決算日後約6年であります。なお、長期借入金のうち一部は変動金利であるため、金利変動リスクにさらされておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用して金利を固定化しております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主に営業債権について、各営業部門と財務部が協力して、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て営業債権と営業債務については、取引の構造上、ほぼ同額の状況にあることから、その為替変動リスクは軽微であります。また、変動金利の借入金は金利の変動リスクにさらされておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを抑制するためにデリバティブ取引（金利スワップ）を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理  
当社は、予算計画、設備投資計画などの諸計画にもとづき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場の相場価格にもとづく時価ならびに直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価によっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、営業未払金ならびに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

|          | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|----------|--------------------|-------------|-------------|
| 投資有価証券   |                    |             |             |
| その他有価証券  | 397,148            | 397,148     | －           |
| 資産計      | 397,148            | 397,148     | －           |
| 長期借入金    | 1,459,000          | 1,453,890   | △5,110      |
| 負債計      | 1,459,000          | 1,453,890   | △5,110      |
| デリバティブ取引 | －                  | －           | －           |

(注1) 市場価格のない株式等

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 172,022         |

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 預金        | 2,023,690    | －                   | －                    | －            |
| 売掛金及び契約資産 | 987,963      | －                   | －                    | －            |
| 合 計       | 3,011,653    | －                   | －                    | －            |

(注3) 短期借入金および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|                         | 1年内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------------------------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金                   | 620,000     | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。） | 288,000     | 438,000             | 288,000             | 188,000             | 188,000             | 69,000      |
| 合計                      | 908,000     | 438,000             | 288,000             | 188,000             | 188,000             | 69,000      |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察ができないインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

| 区分      | 時価 (千円) |      |      |         |
|---------|---------|------|------|---------|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券  |         |      |      |         |
| その他有価証券 |         |      |      |         |
| 株式      | 397,148 | —    | —    | 397,148 |
| 資産計     | 397,148 | —    | —    | 397,148 |

## ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

| 区分    | 時価 (千円) |           |      |           |
|-------|---------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1    | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金 | －       | 1,453,890 | －    | 1,453,890 |
| 負債計   | －       | 1,453,890 | －    | 1,453,890 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

- ・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

- ・長期借入金

元利金の合計額を当該借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、金利スワップの特例処理の対象となる長期借入金の時価は、金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を当該借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 10. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産に関する事項

当社グループは、東京都および神奈川県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用の倉庫設備（土地を含む。）等を所有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額 (千円) | 連結決算日における時価 (千円) |
|-----------------|------------------|
| 2,366,826       | 4,402,622        |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」にもとづいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 11. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、国内のみならず海外にまで及んだ事業活動を展開しており、「運送(運送事業)」、「保管(倉庫事業)」、「作業(流通加工事業)」といった物流サービスを組み合わせて提供しております。

具体的には、当社および海外子会社は、倉庫設備の賃貸を含めた倉庫事業のほかに、貨物運送の取次をおこなう利用運送事業ならびに流通加工事業等の倉庫内オペレーション業務等の物流サービスを、顧客の多岐に亘るニーズに応じて組み合わせて提供する総合物流事業を営んでおります。

また、当社子会社の株式会社タカセ運輸集配システムは、貨物自動車による実運送事業を主な事業活動としており、タカセ物流株式会社は、人材派遣および物流業務受託による流通加工事業等の倉庫内オペレーション業務を主な事業活動としております。

(単位：千円)

|                   | 報告セグメント   |        |        |           | その他<br>(注1) | 合計        |
|-------------------|-----------|--------|--------|-----------|-------------|-----------|
|                   | 総合物流事業    | 運送事業   | 流通加工事業 | 計         |             |           |
| 営業収益              |           |        |        |           |             |           |
| 日本                | 6,597,973 | 28,564 | 10,076 | 6,636,613 | 31,095      | 6,667,709 |
| 中国                | 1,398,631 | —      | —      | 1,398,631 | —           | 1,398,631 |
| 米国                | 316,179   | —      | —      | 316,179   | —           | 316,179   |
| 顧客との契約から<br>生じる収益 | 8,312,784 | 28,564 | 10,076 | 8,351,425 | 31,095      | 8,382,520 |
| その他の収益(注2)        | 271,674   | —      | —      | 271,674   | —           | 271,674   |
| 外部顧客への営業収益        | 8,584,459 | 28,564 | 10,076 | 8,623,099 | 31,095      | 8,654,195 |

- (注) 1. 「その他」の区分は、付随的な収益を獲得するに過ぎない構成単位のものであります。  
 2. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」に含まれる不動産賃貸収入および「金融商品に関する会計基準」に含まれる信託受益権より生じた収入であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(4) 会計方針に関する事項 ④収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度における、顧客との契約から生じた債権、契約資産ならびに契約負債の期首および期末残高は下記のとおりです。なお、契約負債は「流動負債」の「その他」に含まれております。

|      | 期首残高      | 期末残高      |
|------|-----------|-----------|
| 売掛金  | 896,819千円 | 987,048千円 |
| 契約資産 | 447千円     | 914千円     |
| 契約負債 | 16,273千円  | 1,145千円   |

**12. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額 6,667.69円

1株当たり当期純利益 269.62円

**13. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

タカセ株式会社  
取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 渡邊 健 悟 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐賀 晃 二 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タカセ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タカセ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目           | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|---------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b> | <b>9,253,637</b> | <b>(負債の部)</b>  | <b>3,454,958</b> |
| 流動資産          | 2,387,569        | 流動負債           | 1,768,488        |
| 現金及び預金        | 1,242,178        | 営業未払金          | 668,202          |
| 売掛金及び契約資産     | 891,543          | 短期借入金          | 620,000          |
| 原材料及び貯蔵品      | 10,070           | 1年内返済予定の長期借入金  | 288,000          |
| 前払費用          | 41,247           | 未払金            | 66,846           |
| 立替金           | 193,649          | 未払費用           | 17,578           |
| その他           | 10,081           | 未払法人税等         | 49,535           |
| 貸倒引当金         | △1,201           | 未払消費税等         | 18,582           |
| 固定資産          | 6,866,067        | 預り金            | 3,562            |
| 有形固定資産        | 5,052,586        | 賞与引当金          | 28,270           |
| 建物            | 2,597,399        | その他            | 7,908            |
| 構築物           | 26,403           | 固定負債           | 1,686,470        |
| 機械及び装置        | 42,295           | 長期借入金          | 1,171,000        |
| 車両運搬具         | 8,309            | 退職給付引当金        | 328,267          |
| 工具、器具及び備品     | 42,615           | 役員退職慰労引当金      | 63,600           |
| 土地            | 2,335,562        | その他            | 123,603          |
| 無形固定資産        | 523,499          | <b>(純資産の部)</b> | <b>5,798,678</b> |
| 借地権           | 458,486          | 株主資本           | 5,627,746        |
| ソフトウェア        | 62,896           | 資本金            | 2,133,280        |
| その他           | 2,115            | 資本剰余金          | 2,170,568        |
| 投資その他の資産      | 1,289,982        | 資本準備金          | 2,170,568        |
| 投資有価証券        | 439,702          | 利益剰余金          | 1,484,346        |
| 関係会社株式        | 532,983          | 利益準備金          | 252,440          |
| 出資金           | 37,650           | その他利益剰余金       | 1,231,906        |
| 破産更生債権等       | 7,945            | 別途積立金          | 700,000          |
| 長期前払費用        | 4,700            | 繰越利益剰余金        | 531,906          |
| 差入保証金         | 44,091           | 自己株式           | △160,450         |
| 保険積立金         | 203,663          | 評価・換算差額等       | 170,931          |
| その他           | 27,158           | その他有価証券評価差額金   | 170,931          |
| 貸倒引当金         | △7,912           |                |                  |
| <b>資産合計</b>   | <b>9,253,637</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>9,253,637</b> |

# 損益計算書

(自 2021年 4月 1日)  
(至 2022年 3月 31日)

(単位 千円)

| 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|
| 営業収益            | 7,116,657      |
| 営業原価            | 6,344,646      |
| <b>営業総利益</b>    | <b>772,010</b> |
| 販売費及び一般管理費      | 581,909        |
| <b>営業利益</b>     | <b>190,101</b> |
| 営業外収益           |                |
| 受取利息            | 69             |
| 受取配当金           | 50,203         |
| 受取貸料            | 28,489         |
| 助成金収入           | 12,139         |
| 為替差益            | 4,180          |
| その他             | 13,208         |
| 営業外費用           |                |
| 支払利息            | 30,071         |
| 保険解約損           | 6,991          |
| その他             | 1,801          |
| <b>経常利益</b>     | <b>259,527</b> |
| 特別利益            |                |
| 固定資産売却益         | 759            |
| 投資有価証券売却益       | 256            |
| 特別損失            |                |
| 減損損失            | 8,769          |
| 固定資産除売却損        | 10,197         |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>241,576</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 44,805         |
| 法人税等調整額         | △27,193        |
| <b>当期純利益</b>    | <b>223,964</b> |

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位 千円)

|                              | 株 主 資 本   |           |              |           |               |         |
|------------------------------|-----------|-----------|--------------|-----------|---------------|---------|
|                              | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |               |         |
|                              |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金      |         |
|                              |           |           |              | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰 余 金 |         |
| 2021年4月1日 残高                 | 2,133,280 | 2,170,568 | 2,170,568    | 252,440   | 700,000       | 357,317 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額    |           |           |              |           |               | 310     |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高    | 2,133,280 | 2,170,568 | 2,170,568    | 252,440   | 700,000       | 357,627 |
| 当事業年度中の変動額                   |           |           |              |           |               |         |
| 剰 余 金 の 配 当                  |           |           |              |           |               | △49,685 |
| 当 期 純 利 益                    |           |           |              |           |               | 223,964 |
| 自 己 株 式 の 取 得                |           |           |              |           |               |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当事業年度中の変動額(純額) |           |           |              |           |               |         |
| 当事業年度中の変動額合計                 |           |           |              |           |               | 174,278 |
| 2022年3月31日 残高                | 2,133,280 | 2,170,568 | 2,170,568    | 252,440   | 700,000       | 531,906 |

|                              | 株 主 資 本      |          |                | 評価・換算差額等                      |                        | 純資産合計     |
|------------------------------|--------------|----------|----------------|-------------------------------|------------------------|-----------|
|                              | 利益剰余金        | 自己株式     | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
|                              | 利益剰余金<br>合 計 |          |                |                               |                        |           |
| 2021年4月1日 残高                 | 1,309,757    | △160,293 | 5,453,313      | 96,251                        | 96,251                 | 5,549,565 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額    | 310          |          | 310            |                               |                        | 310       |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高    | 1,310,068    | △160,293 | 5,453,624      | 96,251                        | 96,251                 | 5,549,876 |
| 当事業年度中の変動額                   |              |          |                |                               |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  | △49,685      |          | △49,685        |                               |                        | △49,685   |
| 当 期 純 利 益                    | 223,964      |          | 223,964        |                               |                        | 223,964   |
| 自 己 株 式 の 取 得                |              | △156     | △156           |                               |                        | △156      |
| 株主資本以外の項目の<br>当事業年度中の変動額(純額) |              |          |                | 74,680                        | 74,680                 | 74,680    |
| 当事業年度中の変動額合計                 | 174,278      | △156     | 174,121        | 74,680                        | 74,680                 | 248,801   |
| 2022年3月31日 残高                | 1,484,346    | △160,450 | 5,627,746      | 170,931                       | 170,931                | 5,798,678 |

## 個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券の評価基準および評価方法

イ. 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

##### ロ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

##### ② 棚卸資産の評価基準および評価方法

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価引下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

主として定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、ならびに東京港営業所の建物、構築物、機械及び装置については、定額法によっております。

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額基準にもとづき計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規にもとづく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

原則として運送収入、保管収入、作業収入ともに、顧客との契約等にもとづき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転するまでを当社の履行義務と認識しており、その履行義務が完了した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

輸出入にかかる業務につきましては、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引について、履行義務の充足にかかる進捗度に応じて収益を認識することとしております。

(5) その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. ヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ヘッジ対象 … 借入金の利息

c ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっております。

d ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、これまで輸出入にかかる物流業務においては、作業完了日を基準とした一時点で移転されるサービスとして収益を認識しておりましたが、輸出入にかかる一連の物流サービス（入在庫業務、貨物保管業務、通関業務、梱包業務、配送業務）はそれぞれ別個の履行義務であり、一定の期間にわたり移転されるサービスであると認識し、別個の履行義務のうち当事業年度内に完了したサービスについては、当事業年度の収益として認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ466千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は310千円増加しております。

収益認識基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた、「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 4. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取事務手数料」（当事業年度1,327千円）および「営業外費用」の「支払補償費」（当事業年度840千円）は、金額が僅少となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」（前事業年度2,057千円）は、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。



## 5. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 当事業年度に計上した繰延税金資産額  | 1,518  |
| 当事業年度に計上した繰延税金負債額  | —      |
| 繰延税金負債と相殺した繰延税金資産額 | 65,896 |

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の合理的な事業計画にもとづいて課税所得を見積み、将来減算一時差異について回収可能性を慎重に検討し、繰延税金資産を計上しております。

外部環境等の変化により事業計画の前提に用いた条件や仮定に変更が生じ、見積み課税所得が減少する場合には、繰延税金資産が減少し税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損処理)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|        |           |
|--------|-----------|
| 減損損失   | 8,769     |
| 有形固定資産 | 5,052,586 |
| 無形固定資産 | 523,499   |

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として、各事業部署を基準として資産のグルーピングをおこなっております。固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。割引前将来キャッシュ・フローについては、現在の使用状況や合理的な使用計画を考慮した事業計画に基づいて算定しておりますが、外部環境等の変化により事業計画の前提に用いた条件や仮定に変更が生じた場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

(追加情報)

翌事業年度以降においては、新型コロナウイルス感染症につきましては、完全な収束は見通せないものの、ワクチン接種等の感染拡大防止策および感染予防策を講じた上での行動規制の緩和等がさらに進み、経済活動は引き続き回復基調が見られるものと考えております。

当社におきましては、主要顧客から得られた収益予測のヒアリング結果に、上記の前提および今後の市場動向分析を加え、慎重に事業計画を見積っております。



## 6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,145,808千円

(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

① 短期金銭債権 54,331千円

② 短期金銭債務 395,939千円

(3) 担保資産

長期借入金821,000千円および1年内返済予定の長期借入金188,000千円の担保として財団抵当に供しているものは、次のとおりであります。

① 建物 1,132,180千円

② 土地 1,008,920千円

## 7. 損益計算書に関する注記

(1) 特別損失

減損損失

特別損失に以下のように減損損失を計上しております。

| 資産グループ | 種類             | 減損損失 (千円) |
|--------|----------------|-----------|
| 福岡営業所  | 工具器具及び備品・電話加入権 | 1,639     |
| 遊休資産   | 電話加入権          | 7,130     |
| 合 計    |                | 8,769     |

(2) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

営業収益 294,734千円

営業原価ならびに販売費及び一般管理費 1,789,524千円

② 営業取引以外の取引による取引高 16,614千円

## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数<br>(株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(株) |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 普通株式  | 60,796                | 76                    | -                     | 60,872               |

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別の内訳

### ①繰延税金資産

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 未払事業税等否認        | 7,818千円    |
| 未払事業所税否認        | 3,549千円    |
| 賞与引当金損金不算入額     | 8,650千円    |
| 退職給付引当金損金不算入額   | 100,449千円  |
| 役員退職慰労引当金損金不算入額 | 19,461千円   |
| 繰越欠損金           | 112,011千円  |
| 減損損失            | 284,200千円  |
| その他             | 18,105千円   |
| 繰延税金資産小計        | 554,247千円  |
| 評価性引当額          | △486,832千円 |
| 繰延税金資産合計        | 67,415千円   |

### ②繰延税金負債

|              |          |
|--------------|----------|
| その他有価証券評価差額金 | 65,896千円 |
| 繰延税金負債合計     | 65,896千円 |

繰延税金資産（△は負債）純額 1,518千円

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

| 属性  | 会社等の名称   | 議決権等の<br>所有（被所有）<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                     | 取引金額<br>(千円)      | 科目    | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------|------------------------|---------------|---------------------------|-------------------|-------|--------------|
| 子会社 | タカセ物流(株) | 所有<br>直接100%           | 役員兼任          | 主に物流作業<br>業務委託および<br>派遣受入 | 営業費用<br>1,015,332 | 営業未払金 | 277,673      |

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- ① 各子会社との営業取引にかかる価格その他の取引条件等は、市場価格ならびに同業他社の状況等を勘案して、相互に交渉の上、決定しております。
- ② 取引金額には、消費税等を含めておりませんが、期末残高には、消費税等を含めております。

## 11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 5,835.79円 |
| 1株当たり当期純利益 | 225.39円   |

## 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

タカセ株式会社  
取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 渡邊 健 悟 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐賀 晃 二 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タカセ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所に関して業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正におこなわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。  
なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人、みおぎ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、みおぎ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

|          |         |
|----------|---------|
| タカセ株式会社  | 監査役会    |
| 監査役 (常勤) | 井上 恭延 ㊟ |
| 監査役      | 今泉 達也 ㊟ |
| 監査役      | 宮崎 泰史 ㊟ |

(注) 監査役今泉達也および宮崎泰史は、社外監査役であります。

以 上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

タカセ株式会社  
代表取締役社長 大宮司 典夫

### 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様へ安定した配当を継続的に実施することを剰余金処分に当たっての基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針にもとづき、普通配当を1株につき50円とするとともに、当社創業150周年を迎えたことを記念して1株につき記念配当20円を加え、次のとおり1株70円とさせて頂きたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき70円（普通配当50円、創業150周年記念配当20円）  
総額 69,554,870円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月29日



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="158 219 740 279">第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="204 284 740 471">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="400 506 567 536">&lt; 新 設 &gt;</p> <p data-bbox="400 793 567 824">&lt; 新 設 &gt;</p> | <p data-bbox="967 234 1134 264">&lt; 削 除 &gt;</p> <p data-bbox="763 521 1050 551">第16条 (電子提供措置等)</p> <p data-bbox="808 556 1345 647">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="793 651 1345 772">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="778 808 854 839">(附則)</p> <p data-bbox="763 843 1345 964">1. 現行定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第16条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="763 969 1345 1120">2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="763 1124 1345 1215">3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役井上恭延氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                              | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                              | 所有する当社株式の数                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| <b>【再任】</b><br>いのうえ やすのぶ<br><b>井上 恭延</b><br>(1957年8月27日生)                                                                                                                 | 1981年3月 当社入社<br>2006年8月 営業・物流センター事業海貨グループ長<br>2006年10月 営業・物流センター事業海貨グループ兼東京港営業所長<br>2008年1月 海貨業務部長兼東京港営業所長<br>2017年7月 海貨部長<br>2017年9月 海貨部マネージャー<br>2018年6月 当社常勤監査役<br>(現在に至る) | 株<br><br><br><br><br><br><br>1,900 |
| <b>選任理由</b><br>井上恭延氏は、2018年6月から当社監査役を務められており、当社における業務経験、マネジメント経験および業界に関する豊富な知識を有していることから、これらの経験、知識を活かし、経営に対する実効性の高い監視・監督が期待できるため、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者とするものであります。 |                                                                                                                                                                               |                                    |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は当社監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。本総会において井上恭延氏が再任された場合には、引続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第90期定時株主総会において、年額192百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額35百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）です。

対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

##### 1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

##### 2. 対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年17,500株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

### 3. 対象取締役等に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならないものといたします。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役等が、本譲渡制限期間中、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

#### (3) 無償取得事由

対象取締役等が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2021年4月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する基本方針を定めており、その概要は事業報告14ページに記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、当該基本方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額35百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年17,500株を上限としており、発行済株式総数に対する希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

## 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しを行い、2022年5月19日開催の取締役会において、本株主総会第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、引続き在任する取締役4名および監査役1名に対し、これまでの労に報いるため、本株主総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。退職慰労金贈呈を相当とする理由につきましては、大宮司典夫氏に対しては、代表取締役として当社の経営および企業価値の向上に多大なる貢献をしたためであり、笹岡幹男氏に対しては、管理部門の責任者として当社の経営全般に貢献したためであり、赤澤紀之氏、今井康晴氏に対しては、所管部門を牽引し、経営基盤の強化に貢献したためであります。また、井上恭延氏に対しては、常勤監査役として当社の経営の監視・監督に努められたためであります。

支給の時期につきましては、各取締役および監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

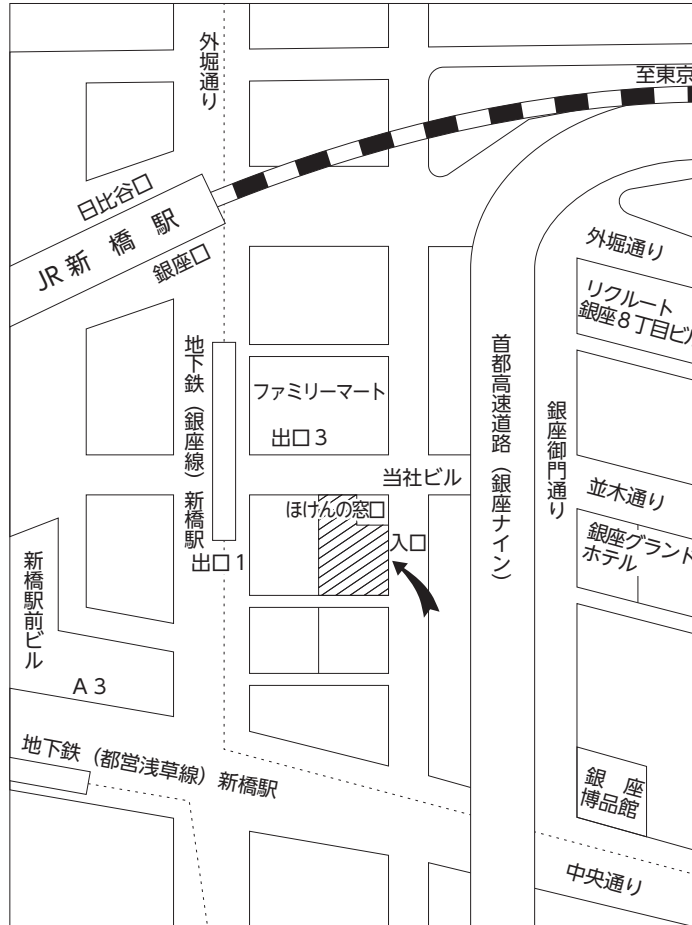
なお、対象となる取締役および監査役の略歴は以下のとおりであります。

| 氏名                  | 略歴                                                            |
|---------------------|---------------------------------------------------------------|
| だいぐうじ ふみお<br>大宮司 典夫 | 2006年6月 当社取締役執行役員<br>2008年6月 当社常務取締役<br>2010年6月 当社代表取締役社長（現任） |
| ささおか みさお<br>笹岡 幹男   | 2015年6月 当社取締役執行役員<br>2018年6月 当社常務取締役<br>2021年6月 当社専務取締役（現任）   |
| あかざわ としゆき<br>赤澤 紀之  | 2016年6月 当社取締役執行役員<br>2021年6月 当社常務取締役（現任）                      |
| いまい やすはる<br>今井 康晴   | 2019年6月 当社取締役執行役員（現任）                                         |
| いのうえ やすのぶ<br>井上 恭延  | 2018年6月 当社常勤監査役（現任）                                           |

以上

# 株主総会会場ご案内図

東京都港区新橋一丁目10番9号  
当社本社会議室（8階）



最寄駅 JR 新橋駅

地下鉄 新橋駅

(銀座線)  
(都営浅草線)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。